

増毛町

緊急経済対策



住宅リフォーム等補助事業

目的

町民のみなさまの居住環境の整備と町並み景観の向上を図るとともに町内経済の活性化に役立てる目的として、町内の施工業者を利用して住宅のリフォームなどを行う場合、その費用の一部を補助するものです。

対象者

1. 増毛町の住民基本台帳に記録されており、町内に住んでいる方
2. 増毛町に移住を決めて、5年以上住むことが決まっている方
3. 住宅を解体する場合は、その住宅を所有している方
4. 対象者及び同居する家族が町税その他の税外収入を滞納していないこと
5. 暴力団員でないこと

対象住宅

1. 増毛町内で対象者が現在住んでいる住宅（賃貸借住宅を除く）
2. 店舗、事務所など併用住宅の場合は、その内の居住している部分
3. 空き家住宅・敷地

対象工事等

1. この補助事業に係る資格登録をした増毛町内に本社がある法人又は町内に住んでいる個人で建設業等を営んでいる方が請負う次の工事及び費用であること
 - ①「住宅リフォーム」
増築、一部改修、修繕、模様替え、設備改修等のうち別表に掲げる工事費が100万円（消費税含む）以上の工事
 - ②住宅の解体工事費が50万円（消費税含む）以上の工事
 2. 空き家住宅の購入費用（また、同時に敷地も購入する場合は、20万円以上の購入費用）
- ※ 上記の費用は、増毛町又は他の公的機関の補助金の交付を受ける場合は、その補助金の対象となる工事費用を除きます。

補助金の額

1. 住宅リフォーム：定額30万円
2. 住宅の解体工事：産業廃棄物の処分費用の1/2で上限が30万円（額は1万円未満切り捨て）
3. 空き家住宅等：住宅購入費用の1/2で上限が30万円（額は10万円未満切り捨て）また、同時に敷地も購入した場合は、10万円を加算します

※1～3の補助金は、重複して交付を受けることはできません。

お問い合わせ

増毛町役場 建設水道課建築係

〒077-0205 増毛町弁天町3丁目61番地

電話 (0164) 53-1115 (内線116)

● 住宅リフォーム（対象・対象外）一覧表

区分	工事の内容
増築	■住宅部分の床面積を増床させる工事
一部改築	■住宅部分の一部を取り壊し、改めて建築する工事
修繕・模様替 ・設備工事	■住宅の耐久性を高めるための工事 1 基礎・土台・外壁・柱・屋根・床などの修繕 2 塗装工事 3 建物の嵩上げ工事、床を高くする工事 4 その他耐久性を高めるために必要な工事 ■住宅の安全上・防災上必要な工事 1 基礎、土台の敷設工事、補強工事 2 柱・はり等の有効な補強を行う工事 3 筋交い・火打ちなどによる補強工事 4 外壁を防火構造とするなど防火性能を高める工事 5 屋根を不燃材料で葺き替える工事 6 避難設備、防火設備、換気設備の工事 7 その他安全上・防災上必要な工事 ■居住性を良好にする工事、衛生上必要な工事 1 間取りの変更など模様替える工事 2 開口部などを設ける工事 3 台所・浴室・便所を改良する工事 4 建具の取替えなどの工事 5 壁紙の取替え工事 6 断熱構造化・遮音工事 7 その他居住性を良好にする工事、衛生上必要な工事 ■環境性能を良好にする工事 1 太陽光発電の設置工事 2 高効率給湯器の設置工事 3 オール電化工事 4 その他環境性能を良好にする工事

対象外	工事の内容
	1 住宅以外のリフォーム(店舗、事務所など) 2 門・塀・柵などの外構工事、庭園の整備費 3 コンクリート・アスファルトなどによる舗装工事 4 家具・家庭用電気機械器具などの購入費 5 物置・車庫などの設置工事

※この表にない工事については、ご相談ください。

● 施工業者

増毛町内に本社がある法人又は町内の個人で建設業等を営む方で、建設業法第2条第3項に規定する建設業者又は同法第3条第1項ただし書きに規定する軽微な建設工事のみを請負う業者であり、「増毛町住宅リフォーム等補助金交付事業資格登録」をしている業者です。

なお、これらの条件を満たしていない業者が施工した場合は、この補助事業の対象になりません。



● 補助金交付の流れ

1. 補助金交付申請書の提出

2. 補助金交付決定通知→事業着手届

3. 事業完了届→事業実績報告

4. 補助金確定通知→補助金交付請求

5. 補助金の交付（口座振込）

補助金交付申請書に必要な書類

- (1) 増毛町住宅リフォーム等補助金交付申請書
- (2) 住民票
- (3) 住宅の所在・所有、町税等の滞納に関する調査の同意書
- (4) 平面図・立面図、その他工事の内容が確認できる図面
- (5) 工事等の見積書
- (6) 施工前の状態が確認できる写真

事業実績報告書に必要な書類

- (1) 増毛町住宅リフォーム等補助金事業実績報告書
- (2) 契約書・領収書の写し
- (3) 施工中・施行後の状態が確認できる写真

注意事項

1. 必ず補助金交付決定通知書が届いてから工事等を始めてください。補助金交付決定前に着手した工事等は補助の対象になりません。
2. 工事等を変更・中止・廃止する場合は、届出が必要です。
3. 補助金の交付を受ける限度は、同一住宅又は所有者につき1回とします。
4. この補助事業の実施期間は、平成25年4月1日から3年間とします。